

第二百四回 参議院憲法審査会會議録第六号

令和三年六月十六日(水曜日)
午前九時四十分開会

委員の異動

六月九日
辞任 森本 真治君
舟山 康江君
補欠選任 福島みずほ君
足立 信也君

六月十日

辞任 足立 敏之君
加田 裕之君
補欠選任 中川 雅治君
衛藤 晟一君

出席者は左のとおり。

会長 林 芳正君
幹事 石井 準一君
石井 正弘君
西田 昌司君
藤末 健三君
那谷屋正義君
白 眞勲君
西田 実仁君
松沢 成文君
矢田わか子君
山添 拓君

委員

赤池 誠章君
有村 治子君
磯崎 仁彦君
衛藤 晟一君
岡田 広君
片山さつき君
古賀友一郎君
上月 良祐君

事務局側
憲法審査会事務局長 岡崎 慎吾君

本日の会議に付した案件
○憲法九条を変えず、憲法の平和、人権、民主主義をいかす政治の実現を求めることに関する請願(第五八号外八件)
○改憲発議に反対することに関する請願(第五九

号外二四件

○日本国憲法を守り、いかすことに関する請願(第三五二号外一件)
○立憲主義の原則を堅持し、憲法九条を守り、いかすことに関する請願(第二四四号)
○明文改憲に反対することに関する請願(第二六六三号外四件)

○会長(林芳正君) ただいまから憲法審査会を開会いたします。

これより請願の審査を行います。
第五八号憲法九条を変えず、憲法の平和、人権、民主主義をいかす政治の実現を求めることに関する請願外四十一件を議題といたします。
本審査会に付託されております請願は、お手元に配付の付託請願一覧のとおりでございます。

これらの請願につきましては、幹事会において協議の結果、いずれも保留とすることになりました。

以上のとおり決定することに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)
○会長(林芳正君) 御異議ないと認めます。よつて、さよう決定いたしました。

本日はこれにて散会いたします。
午前九時四十分散会

六月十日日本審査会に左の案件が付託された。

一、憲法九条を変えず、憲法の平和、人権、民主主義をいかす政治の実現を求めることに関する請願(第一八四八号)(第二二七六号)

一、改憲発議に反対することに関する請願(第二二七七号)

第一八四八号 令和三年五月三十一日受理

憲法九条を変えず、憲法の平和、人権、民主主義をいかす政治の実現を求めることに関する請願
請願者 東京都大田区 飯塚靖子 外七百七十八名

紹介議員 吉良よし子君
この請願の趣旨は、第五八号と同じである。

第二二七六号 令和三年六月三日受理

憲法九条を変えず、憲法の平和、人権、民主主義をいかす政治の実現を求めることに関する請願
請願者 大阪府泉南郡熊取町 平山和史 外五十二名

紹介議員 吉良よし子君
この請願の趣旨は、第五八号と同じである。

第二二七七号 令和三年六月三日受理

改憲発議に反対することに関する請願
請願者 東京都大田区 増田トキ子 外五百二十八名

紹介議員 吉良よし子君
この請願の趣旨は、第五九号と同じである。

六月十一日本審査会に左の案件が付託された。

一、立憲主義の原則を堅持し、憲法九条を守り、いかすことに関する請願(第二四四四号)

一、憲法九条を変えず、憲法の平和、人権、民主主義をいかす政治の実現を求めることに関する請願(第二五九六号)

一、改憲発議に反対することに関する請願(第二四四四号 令和三年六月四日受理)

すことに関する請願

請願者 神奈川県藤沢市 加藤俊一 外五

名

紹介議員 伊藤 岳君

二〇一五年九月に参議院で強行採決され成立した平和安全保障関連法は、憲法第九条が禁じる国際紛争解決のための武力行使を可能とするもので、憲法違反であることは明らかである。したがって、平和安全の名にかかわらず、その内容は紛れもなく戦争法である。また、憲法解釈を百八十度覆した閣議決定に基づいた違憲の立法は、内閣と国会による立憲主義の否定であり、断じて認めることはできない。この戦争法が発動されれば、日本は海外で戦争する国になり、自衛隊は海外で殺し殺されることになり、日本自体が武力紛争の当事者となる。平和安全とは全く逆の事態を招くことになる。戦争法に対しては、国会審議の段階で、憲法の専門家を始め、様々な分野の人々から反対の声が上がリ、世論調査でも八割が政府の説明は不十分と答えていた。全国の人々の強い反対の声を国会内の数の力で踏みにじった採決は、主権在民と民主主義を壊す暴挙であり、正当性を欠くものである。

ついては、次の事項について実現を図られたい。

一、立憲主義の原則を堅持し、憲法第九条を守り、いかにすこと。

第二五九号 令和三年六月七日受理

憲法九条を変えず、憲法の平和、人権、民主主義をいかに政治の実現を求めることに関する請願

請願者 埼玉県川口市 安野龍昭 外九十

七名

紹介議員 伊藤 岳君

この請願の趣旨は、第五八号と同じである。

第二五九号 令和三年六月七日受理

改憲発議に反対することに関する請願

請願者 埼玉県秩父市 浅見孝憲 外四十

二名

紹介議員 伊藤 岳君

この請願の趣旨は、第五九号と同じである。

六月十四日本審査会に左の案件が付託された。

一、明文改憲に反対することに関する請願(第二六六三号)(第二六六四号)(第二六六五号)(第二六六六号)

一、改憲発議に反対することに関する請願(第二七四四号)(第二七四五号)

一、明文改憲に反対することに関する請願(第二七四六号)

第二六六三号 令和三年六月八日受理

明文改憲に反対することに関する請願

請願者 千葉市 小松順麿 外四千百三十

四名

紹介議員 福島みずほ君

憲法審査会で明文改憲に向けての審議を始めようという動きに、大きな危惧を抱いている。自民党は、第九条に自衛隊を明記する案や緊急事態条項を新設する案などを表明しているが、こうした改憲案には反対である。憲法に自衛隊を明記すれば、戦争放棄、戦力不保持の第九条は実質的に破壊されてしまう。憲法に必要な自衛の措置が採れると明記されれば、国は無制限に戦争ができることになる。憲法に緊急事態条項を新設すれば、首相の宣言で憲法停止も可能になり、あらゆる個人の権利が奪われる。戦争のための独裁体制を再びつくってはならないと、戦後の憲法では緊急事態条項をあえて入れなかった。このような憲法改悪には絶対反対であり、憲法審査会での改憲案の審議と国会発議に反対する。

ついては、次の事項について実現を図られたい。

一、憲法への「自衛隊」明記と「緊急事態」新設をしないこと。

第二六六四号 令和三年六月八日受理

明文改憲に反対することに関する請願

請願者 大阪府泉佐野市 中川育子 外四

千三百二十二名

紹介議員 石川 大我君

この請願の趣旨は、第二六六三号と同じである。

第二六六五号 令和三年六月八日受理

明文改憲に反対することに関する請願

請願者 東京都調布市 横瀬聡 外二千百

四十七名

紹介議員 小西 洋之君

この請願の趣旨は、第二六六三号と同じである。

第二六六六号 令和三年六月八日受理

明文改憲に反対することに関する請願

請願者 神奈川県厚木市 葉山岳夫 外四

千二百七十九名

紹介議員 高良 鉄美君

この請願の趣旨は、第二六六三号と同じである。

第二七四四号 令和三年六月九日受理

改憲発議に反対することに関する請願

請願者 北海道士別市 鈴木美代子 外一

名

紹介議員 紙 智子君

この請願の趣旨は、第五九号と同じである。

第二七四五号 令和三年六月九日受理

改憲発議に反対することに関する請願

請願者 札幌市 桜井幸子 外三百七十七

名

紹介議員 伊波 洋一君

この請願の趣旨は、第五九号と同じである。

第二七四六号 令和三年六月九日受理

明文改憲に反対することに関する請願

請願者 福岡市 松尾邦子 外四千二百一十八名

紹介議員 伊波 洋一君
この請願の趣旨は、第二六六三号と同じである。